

「令和4年度 ふれあい創作活動」(ご利用者用)の改定内容は以下のとおりです

① ご利用回数について

年6回までです。※7回目以降もご利用が可能ですが、謝礼金等ご負担金額が異なります。

◎改定前→年3回まで

◎改定後→年6回まで

② 謝礼金について

当日指導者の方に利用者負担金300円お支払いいただきます。

※7回目以降については指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。

◎6回までは利用者負担金の金額は変更ありませんが、

令和4年度より利用者の方が7回目以降もご希望の場合は、

指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。